

利用者： \_\_\_\_\_ 様

契約書  
重要事項説明書  
個人情報使用説明書  
( グループホーム レーブそとめ式番館 )

事業者：社会福祉法人 日浦会

## 契 約 書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と社会福祉法人 日浦会グループホーム レーブそとめ式番館（以下「当事業所」という）は、当事業所が利用者に対して提供する認知症対応型共同生活介護サービスにおいて必要な契約を結びます。

また、利用者を連帯保証する者（以下「保証人」という）は、この契約書で示された内容の保証及び協力を行うこととして以下の契約を結ぶものとします。

なお、利用者、当事業所、保証人は第1条第1号から第3号をそれぞれ満たすものとします。

### （契約に関わる者）

第1条 契約に関わる者は、以下の各号に記載する者としてします。

- (1) 当事業所 社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館
- (2) 利用者 当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護サービスを受ける者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館 契約等統合証明書」へ 契約者 として記載された者
- (3) 保証人 利用者の連帯保証をする者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館 契約等統合証明書」へ保証人として記載された者

### （契約の目的）

第2条 当事業所は、要介護認定が要支援2もしくは要介護1～5と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の生活の質の向上を目指した認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び保証人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

- 2 この契約書は、認知症対応型共同生活介護サービスについて提供する側である当事業所と、提供を受ける側である利用者の双方が、法令を遵守してお互いに協力して信義を守り誠実に義務を履行するために必要な約束事を契約の形をもって結ぶことを目的とします。

### （契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、契約締結の日から3ヶ月間（応答日まで）とします。

但し、利用者の契約時の要支援認定及び要介護認定等の有効期間満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要支援認定及び要介護認定等が更新される場合は、更新後の要支援認定及び要介護認定等有効期間の満了日を待って

《2022.02.01》

本契約期間の満了日とします。また、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 契約満了日の7日前までに利用者又は保証人から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に3ヵ月同じ条件で更新され、以後も同様とします。更新後の契約期間についても前項の但し書が適用されます。
- 3 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書、個人情報の利用目的の改定が行われない限り、初回利用時の契約書をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

#### (保証人)

第4条 利用に際して利用者は次の要件を満たす保証人を立てます。但し、利用者が保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 行為能力者(民法に定める行為能力者をいいます。以下同じ)であること。
- (2) 弁済を資する資力を有すること。
- 2 保証人は、事業者に対して負担する一切の債務を保証限度額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - (2) 入居利用を解除若しくは終了した場合の残置物の引き取りを行うこと。
- 4 保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、職員若しくは他の利用者に対して、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び保証人に対し、相当期間内にその保証人に代わる新たな保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
- 5 当事業所は、保証人の請求があったときは、保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する賠償すべき損害の有無並びに損害を有する場合にこれらから発生した債務や残積に関する情報を提供します。
- 6 保証人は本契約に基づく利用者の当事業所に対する債務について、連帯責任者になるとともに、協議の必要が出たときは、速やかに対処しなければなりません。

#### (介護サービス計画の決定・変更)

第5条 当事業所は、介護支援専門員(計画作成担当者)が介護サービス計画の作成に関する業務を担当します。

- 2 介護サービス計画は、利用者及び保証人に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 当事業所は、3ヶ月に1回、介護サービス計画について変更の必要があるか評価を行い、その結果、介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合

には、利用者及び保証人と協議して介護サービス計画を変更するものとします。

- 4 当事業所は、介護サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(利用者からの解除)

第 6 条 利用者及び保証人は、当事業所に対し、退所の意思を表明することにより、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

- 2 当事業所は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びそのご家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(当事業所からの解除)

第 7 条 当事業所は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援 1 と認定された場合
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- (3) 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を 3 ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合
- (4) 利用者、家族及び保証人が、当事業所、職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為(迷惑行為、布教勧誘行為、政治活動、営利活動、対応不可能な要求)又は反社会的行為を行った場合
- (5) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(契約の終了に伴う援助)

第 8 条 本契約が終了し、利用者が当事業所を退所する場合には、前条の場合を除き、利用者の希望により、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所の為に必要な次の援助を利用者に対してすみやかに行うものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業所の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(残置物の引取等)

第 9 条 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物(高価品を除く)がある場合は、その残置物の引取は利用者又は保証人が行います。

- 2 前項の場合、当事業所は、本契約が終了した後、利用者又は保証人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者又は保証人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取る

《2022.02.01》

ものとし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに当事業所にその旨連絡するものとし、

- 4 当事業所は前項但し書きの場合を除いて、利用者又は保証人が引き取り期限までに残置物を引き取る義務を履行しない場合は、当該残置物を当施設で処分します。但し、その処分にかかわる費用は利用者又は保証人全額負担とします。

#### (記録)

第 10 条 当事業所は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成して、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧及び謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当事業所は、保証人が第 1 項の記録の閲覧及び謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して、当事業所が必要と認める場合に必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者が反対する意思表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれが認められる場合は、閲覧及び謄写に応じないことができます。
- 4 前項は当事業所が保証人に対して連帯保証債務の履行のため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び保証人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限って、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると認められる場合は、閲覧及び謄写に応じないことができます。

#### (利用料金)

第 11 条 利用者及び保証人は、連帯して当事業所に対し、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、別紙の料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日頃に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び保証人は連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の 25 日までに支払うものとし、なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### (料金の変更)

第 12 条 当事業所は、介護報酬改定や税率改定、新規加算取得、食費、居住費等変更により利用料金の変更が生じる場合、通知文等を作成しすみやかに利用者又は

保証人へ情報を提供します。尚これにより利用者本人又は保証人の同意を得たものとします。

- 2 利用者は、料金変更を承諾しない場合、当事業所に対して申し出ることでの契約を解約することが出来ます。

#### (身体の拘束等)

第 13 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、協力医療機関の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (虐待防止)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待防止に務めます。もし、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町等に通報します。その際、身体的虐待による負傷が発見された場合は、協力医療機関の医師の医学的判断により、必要な処置を施すものとします。

#### (秘密の保持)

第 15 条 当事業所及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も同様です。

#### (利用者の施設利用上の注意義務)

第 16 条 利用者は、居室、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、サービス実施、及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、当事業所の職員が必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合、当事業所は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、当事業所の設備について、故意又は重大な過失により、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び保証人と当事業所との協議により居室、共用施設又は設備の利用方法等を決定するものとします。

#### (緊急時の対応)

第 17 条 当事業所は、利用者に対し、協力医療機関の医師の医学的判断により受診が

必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第 18 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 協力医療機関の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の家族等、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### (賠償責任)

第 19 条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して誠意を持って対応し、その損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額又は免除することができます。

#### (本契約に定めのない事項)

第 20 条 利用者と当事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、契約当事者が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### (裁判管轄)

第 21 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び当事業所は、事業者を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

#### (契約締結について)

第 22 条 この契約の締結は、「社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館 契約等統合証明書」への必要事項の記入、署名、捺印をもって証することとします。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 グループホーム レーブそとめ式番館  
重要事項説明書

1. 事業者及び事業所の概要

1 事業者（法人）について

事業者名称： 社会福祉法人 日浦会  
代表者氏名： 理事長 日浦 剛  
事業者所在地： 長崎県長崎市上黒崎町 2201 番地 3  
連絡先： 0959 - 25 - 0001 (FAX 0959 - 25 - 0717)  
設立年月日： 平成3年7月25日

2 事業所について

事業所名称： グループホーム レーブそとめ式番館  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
管理者氏名： 濱崎 裕也  
事業所所在地： 長崎県長崎市上黒崎町 2199 番地 15  
連絡先： 0959 - 25 - 0871 (TEL・FAX共通)  
開設年月日： 平成15年9月1日  
事業所番号： 4271102073

3 事業の目的

認知症の症状を伴う要介護又は要支援2の状態の利用者に対して、その意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供することを目的とします。

4 運営の方針

利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排せつ等の介助や、日常生活・個別機能訓練等の援助を行うことによって心身機能の維持回復を図ります。なお、事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町や、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。また、関係する介護保険法令、省令、条例等必要な情報を活用し、事業を適切かつ有効に提供するよう努めます。

5 事業所の施設概要

敷地面積： 915.70 m<sup>2</sup>  
建物構造規模： 木造スレート葺 平家建 ≪ 延床面積 274.67 m<sup>2</sup> ≫  
利用定員： 9名

主な設備等

	面積等
食堂・台所・居間	65.15 m <sup>2</sup>
浴室	一般浴室 5.33 m <sup>2</sup>
共用トイレ	1箇所
共用設備	洗面台×2、洗濯機×1、汚物流し×1
居室	個室A：14.70 m <sup>2</sup> ×7室 個室B：14.53 m <sup>2</sup> ×2室
居室の設備	エアコン、トイレ、洗面台、ベッド、タンス ×各1

## 6 事業所の職員体制

管 理 者： 1名（介護従事者を兼務）

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対して、事業の実施に関して法令等に規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また、計画作成担当者を兼務する場合があります。

計画作成担当者： 1名以上（介護従事者を兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、関係機関との連絡・調整を行います。なお、計画作成担当者のうち少なくとも1名は、介護支援専門員の資格を有する者とし、また、管理者を兼務する場合があります。

介 護 従 事 者： 5名以上

介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び世話、支援を行います。

勤 務 体 制： 日中 6：00 ～ 21：00 平均3名以上  
夜間 21：00 ～ 6：00 1名以上

## 2. 提供するサービス内容

### 1 介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、地域における活動への参加の機会を確保する等、援助の目標や、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。

### 2 食事・排泄・入浴の介助等、日常生活の援助について

利用者の状態に応じて、食事、排泄、入浴、掃除など日常生活を送るうえで必要となる援助、介助を行ないます。

### 3 健康状態の把握について

体温、血圧等を1日2回測定すること、及び協力医療機関の医師による週1回の往診等により、健やかな生活を維持できるよう支援します。

### 4 機能訓練について

離床援助、屋外散歩同行、家事共同等日常生活に沿った訓練を行うことにより、生活機能の維持改善に努めます。

### 5 相談・助言、行政手続きの援助について

利用者又はその家族に対する相談、助言を行います。また、行政機関への手続きが必要な場合、利用者又はその家族の状況によっては代行します。

## 3. 利用料金

### 1 介護保険給付サービス

当事業所の体制における基本サービス費と、その他加算は「(別表1) レーブそとめ式 番館 利用料金表 (1)介護保険給付サービス」を参照ください。

➤ 法定代理受領サービス（契約期間中）の利用者負担額は負担割合証の割合（1割・2割・3割）や公費負担（被爆者手帳、生活保護）の有無によります。

➤ 法定代理受領外サービス（契約解除後も入居を継続する場合等）は、負担割合や公費負担の有無によらず、一旦全額（10割負担分）をお支払いいただきます。但し、この場合はサービス提供証明書を交付しますので、領収書を添えて市町に還付申請を行ってください。

## 2 介護保険給付外サービス

当事業所を利用するうえで必要となるその他費用は「(別表 1) レーブそとめ式番館 利用料金表 (2)介護保険給付外サービス」を参照ください。

## 3 利用料金の変更

介護報酬改定等の理由により利用料金に変更が生じる場合、当事業所は利用者又はその保証人に、書面等により速やかに情報を提供します。利用者又はその保証人がこの変更異議申し立てを行わない場合は、同意を得たものとします。

利用者又はその保証人は、料金変更を承諾しない場合、当事業所に対して申し出ることでのこの契約を解除することができます。

## 4 利用料金の支払い

当事業所は、前月利用料金の請求明細書を毎月 10 日頃に発行し、所定の方法で交付しますので、利用者及び保証人は連帯して、その月の 25 日までに支払ってください。

当事業所は、その利用料金の支払いを受けた時は、領収書を交付します。

## 4. 入退去にあたっての留意事項

### 1 入居の場合

当事業所に入居できる方は、認知症の状態にある要介護又は要支援 2 の方であって、次のいずれにも該当する方になります。

- 主治医の診断書等により認知症の状態にあることを確認できる方。
- 少人数による共同生活を営むことに支障がない方。
- 認知症の症状に伴う著しい精神症状・行動異常がない方。
- 医療機関での常態的な治療を必要としない方。

### 2 退居の場合

次のいずれかに該当する場合は、当事業所を退居していただくことがあります。

- 入居後に第 1 項に該当しなくなった場合
- 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供が困難であると判断される場合
- 利用者及び保証人が利用料金を 3 ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらずその督促から 10 日以内に支払いがない場合、当事業所は利用契約を解除します。
- 利用者及び家族が、当事業所、従業員、又は他の入居者に対して利用継続が困難となる程度の背信行為（迷惑行為、布教勧誘行為、政治活動、営利活動、対応不可能な要求）又は反社会的行為を行った場合
- 天災、災害等により施設が倒壊するなどやむを得ない理由のため、当事業所の利用が不可能な場合。

なお、退居に際しては、当事業所から契約を解除する場合を除き、利用者やその家族の希望、介護の連続性に配慮し、保健医療・福祉サービス提供者等と連携して適切な援助、指導を行うよう努めます。

## 5. 衛生管理等

### 1 事業所の責務

当事業所の責務は、以下のとおりとします。

- サービスの提供に必要な施設、設備、備品、又は飲食に供するものについて衛生的な管理に務めます。
- 感染症の予防、又はまん延防止のための指針を定めるとともに、委員会を設置し、マニュアルの整備、従業員の研修・訓練等を行います。

- サービス実施、及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、その措置を行います。
- 当事業所は、利用者の心身の状況に特段の配慮が必要な場合、利用者及び保証人との協議により居室、共用施設、又は設備の利用方法等を決定します。

## 2 利用者の責務

利用者の責務は、以下のとおりとします。

- 居室、共用施設及び敷地等をその本来の用途に従って利用してください。
- サービス実施、及び安全衛生等の管理上の必要がある場合は当事業所がとる措置に同意ください。
- 設備等を故意、または重大な過失により破損、汚損した場合には、原状復帰の費用又は相当の代価を負担して頂きます。

## 6. 緊急時の対応

当事業所は、利用者の心身状態に急変等の緊急事態が生じた場合、主治医又は協力医療機関と連携して適切な措置を講じ、緊急連絡先へ連絡します。

### ➤ 協力医療機関

医療機関名： 医療法人外海弘仁会 雪浦ひうらクリニック  
所在地： 長崎県西海市大瀬戸町雪浦上郷 254-17  
T E L： 0 9 5 9 - 2 2 - 9 5 0 8

### ➤ 協力医療機関

医療機関名： 医療法人外海弘仁会 日浦病院  
所在地： 長崎県長崎市下黒崎町 1402 番地  
T E L： 0 9 5 9 - 2 5 - 0 0 3 9

### ➤ 協力医療機関

医療機関名： たけとみデンタルクリニック  
所在地： 長崎県長崎市永田町 3123 番地  
T E L： 0 9 5 9 - 2 5 - 1 7 1 7

## 7. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、協力医療機関の医師の医学的判断により必要な措置を講じるとともに、市町、利用者の家族等へ連絡します。また、事故の状況やその際にとった処置等を記録します。なお、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に影響を及ぼした場合、当事業所はその損害を賠償します。

## 8. 非常災害対策

当事業所は、感染症や自然災害等の非常時に備えるため、具体的な計画（業務継続計画、感染対策マニュアル、災害対策マニュアル、消防計画等）を定め、従業員に対し周知するとともに定期的に研修又は訓練を行います。利用者もその訓練には参加してください。なお、その訓練には、地域住民が参加する場合があります。

## 9. 身体的拘束の適正化

当事業所は、当該利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記録します。

## 10. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護と虐待防止のための指針を定め、委員会を設置する等必要な体制を整備します。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町等に通報します。

## 11. 個人情報の保護

当事業所は、利用者又は家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適切に取り扱います。当事業所が得た個人情報等は、原則的に当事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しませんが、外部へ情報を提供する必要がある場合には、利用者又は家族の同意を得て行います。

## 12. 守秘義務

当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。また、当事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、雇用契約終了後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

## 13. 苦情処理

当事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するとともにその内容等を記録します。なお、事業者（法人）は苦情の解決やそれによる改善のため、苦情処理委員会を整備します。また、市町等から調査がある場合は協力し、指導又は助言等を受けた場合には必要な改善を行います。

### 1 当事業所への苦情申し出方法

- 備え付けのご意見箱に投函
- 管理者への申し出 TEL：0959-25-0871

### 2 事業者（法人）への苦情申し出方法

- 苦情処理委員会への申し出 TEL：0959-25-0001  
代表：地域連携部 部長

### 3 その他関係官庁等を通じた苦情申し出方法

- 長崎県福祉保健部長寿社会課 TEL：0120-294210
- 長崎県国民健康保険団体連合会 TEL：095-826-1599
- 長崎市高齢者すこやか支援課 TEL：095-829-1146

## 14. サービスの第三者評価の実施

当事業所は、厚生労働省令その他区市町の定めるところにより、自己評価、及び第三者評価機関による外部評価を行い、その評価については公表します。

## 15. 地域との連携など

当事業所は、その運営に当たり、地域住民やボランティア等との連携及び協力を行う等、地域交流に努めます。また、事業の提供に当たり、利用者とその家族、地域の民生委員や住民代表者、当事業所が所在する圏域の公的機関に属する者、及び事業について知見を有する者（西海市長寿介護課長）により構成される運営推進会議を、概ね2月に1回開催します。運営推進会議では、当事業所が提供しているサービスの質、内容、及び活動状況等を報告しますので、その評価と要望、助言等を行ってください。当事業所は運営推進会議の記録を作成し、然るべき方法で公表します。

## 16. 記録

当事業所は、提供したサービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保管します。記録の閲覧等については、次の定めのとおりとします。

- 利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合  
原則として応じて、必要な実費を徴収します。
- 保証人が記録の閲覧、謄写を求めた場合  
閲覧、謄写等を必要とする事情を確認し、当事業所が必要と認めた場合であって、利用者が賛成する意思を示した場合や、その他利用者の利益に反する恐れがない場合には閲覧、謄写に応じて、必要な実費を徴収します。
- 利用者及び保証人以外の親族が記録の閲覧、謄写を求めた場合  
利用者の承諾がある場合に限り閲覧、謄写に応じて、必要な実費を徴収します。但し、利用者の利益に反する恐れがあると認められる場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

## 17. その他

当事業所の利用について、留意事項は次のとおりです。

- 面会  
面会時間は、9:30～11:30、14:00～16:30、18:00～20:00とします。その他の時間帯は食事、口腔ケア、排泄ケア、消灯（就寝）時間として、ご面会をお待ちいただくか、お断りすることがあります。なお、予め入浴日やその時間をご確認いただくようお願いいたします。また、防犯の都合上18:00には玄関を施錠しますので、来所の際はインターホン（ドアホン）で呼びかけてください。
- 外出・外泊  
所定の用紙、又はお電話にて事前に許可を受けてください。
- 飲食物の差し入れ  
食中毒の防止や管理上の問題から、飲食物の持ち込みはお断りすることがあります。事前にご相談ください。
- 喫煙  
当事業所敷地内や共用施設、居室は禁煙です。面会時の喫煙もご遠慮ください。
- 謝礼等の禁止  
当事業所は、利用者及び家族に余計な負担をおかけしないために、謝礼、贈り物等については固くお断りいたします。

## レーブそとめ式番館 利用料金表

## (1) 介護保険給付サービス

## 基本サービス費

(単位/日)

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
認知症対応型 共同生活介護費 I	761	765	801	824	841	859

## その他加算

項 目	要 件	単 位
サービス提供体制加算 I	介護福祉士 50%以上配置	22 単位/日
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアにかかる助言・指導を月 1 回以上行った場合に算定。	30 単位/月
高齢者施設等 感染対策向上加算	I：第二種協定医療機関等と感染症発生時の対応等を取り決めておくとともに、研修または訓練に年 1 回以上参加した場合に算定。	10 単位/月
	II：感染対策向上に係る届け出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、感染症に係る実地指導を受けている場合に算定。	5 単位/月
科学的介護推進体制加算 《短期利用型は 該当しません》	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症や心身の状況等を、L I F Eを用いて厚生労働省に提出し、介護サービスの質の改善を恒常的に行っている場合に算定。	40 単位/月
初期加算 《該当者のみ》	過去 3 月間（日常生活自立度Ⅲ～Mの場合は過去 1 月間）当事業所への入居がなかった場合、及び 30 日以上入院後に再入居した場合に入居日から 30 日間算定。	30 単位/日
入院時費用 《該当者のみ》	病院等へ入院した場合、3 月以内の退院が明らかに見込まれ、当事業所への再入居を希望される場合に 1 月に 6 日を限度として算定。	246 単位/日
介護職員等処遇改善加算 I	上記により算定した単位数の 18.6%	

※ 詳細等は令和 6 年 4 月厚生労働省発出の介護報酬告示によるものとし、上記の他の告示された加算を算定することがあります。

別表 1

利用者負担額：上表から算出した合計単位数へ地域区分：7級地 10.14 円／単位 を乗じて得た金額に、負担割合証に表示された割合を乗じて得た金額になります。

公 費 負 担：被爆者手帳をお持ちの場合、介護保険給付サービスの本人負担はありません。生活保護を受けている場合、減額免除制度があります。

※ 法定代理受領サービス（契約期間中）は、上記により算出した額になりますが、法定代理受領外サービス（契約解除後も入居を継続する場合）は、負担割合や公費負担の有無によらず 10 割負担の額とします。

(2) 介護保険給付外サービス

食 材 費： 1,445 円／日

居室利用料： 800 円／日 . . . ※

水道光熱費： 550 円／日

寝具リース費： 200 円／日 . . . ※

理 美 容 代： カット 2,000 円／回 顔そり 500 円／回 毛染め 3,500 円／回

オ ム ツ 代： 実費

医 療 費： 医療保険の一部負担金の割合に応じて

この他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収します。

また、上記のうち、※印を付すものは入院や外泊等で施設に不在であってもお支払いいただきますが、月の途中の入退居の場合は日割り計算になります。

(3) 認知症対応型共同生活介護費用

30 日換算での概算費用

(単位：円)

負担割合	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割	118,202	118,346	119,645	120,474	121,088	121,738
2 割	146,553	146,841	149,439	151,098	152,325	153,625
3 割	174,905	175,337	179,233	181,722	183,562	185,512

社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館  
個人情報使用説明書

1. 説明書の目的

社会福祉法人 日浦会（以下「事業者」という）の秘密保持についての基本的な考えや、個人情報の取り扱いに対して法を遵守することを示し、事業者が運営する各事業所が提供する介護サービス（以下「サービス」という）の利用者とその家族（以下「利用者等」という）にそれらの理解を得ることで、安心してサービスを利用していただくことを目的とします。

また、サービスの提供にあたり、事業者が利用者等の個人情報を正当な理由をもって使用することを証明をする目的があります。

2. 事業者の秘密保持についての基本的な考え

- (1) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報を契約中及び契約終了後も第三者に漏洩させないように取り扱います。
- (2) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の使用は必要最低限と致します。
- (3) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の管理を適切に行います。
- (4) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについては経過を記録しておき、請求があれば開示します。

3. 個人情報の使用目的

- (1) サービスを円滑かつ適切に行うことを目的とします。
- (2) 介護サービス計画等の作成や、介護サービス等に関わる担当者会議での情報を共有することを目的とします。
- (3) 医療機関への入院、受診のほか、他の介護事業者等関係機関との間で、サービスに伴う必要な情報交換を行うことを目的とします。
- (4) 契約終了によって他の事業者へ紹介するなどの援助を行う際、必要な個人情報を使用することを目的とします。
- (5) 事業所で行なわれる研修生、実習生等の教育を目的とします。
- (6) 行政機関からの調査、外部機関による評価等へ報告することを目的とします。

4. 個人情報の使用期間

- (1) サービスの契約期間

5. 使用条件

- (1) 事業者が、本書面に基づいて、利用者等へ個人情報の使用と秘密保持について説明を行い、理解と同意を得られたことを証する書面を取り交わしてから使用します。
- (2) 3. の使用目的以外の使用は行わない。

令和 年 月 日

《 事業所 》

利用者及び保証人に対し、当事業所の利用にあたり、本書面に基づいて契約内容、重要事項、個人情報の使用について説明しました。

所在地 長崎県長崎市上黒崎町 2199 番地 15

名称 社会福祉法人 日浦会  
グループホーム レーブそとめ式番館

説明者 \_\_\_\_\_

《 利用者及び保証人 》

事業所、及び事業所が提供するサービスの利用にあたり、本書面に基づいて契約内容、重要事項、個人情報の使用についての説明を受け、内容を理解しました。別紙「社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館 契約等統合証明書」への必要事項の記入と署名、捺印をもってこの証とします。

**社会福祉法人 日浦会 グループホーム レーブそとめ式番館  
契約等統合証明書**

本書面への必要事項の記入と捺印をもって、「契約書」に示される契約の締結と、「重要事項説明書」、「個人情報使用説明書」の理解と同意を証明することとします。  
なお、この証明書は二部作成して、事業者と契約者（利用者）の双方で一部ずつ保管することとします。

**契約締結日**

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**事業者**

所在地： 長崎県長崎市上黒崎町 2201 番地 3

名称： 社会福祉法人 日浦会

事業所番号： 4271102073

代表者： 理事長 日浦 剛 印

**契約者（利用者）**

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

**保証人**

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係： \_\_\_\_\_

署名代行理由： 利用者が書字困難なため ・ その他

※ その他を選択した場合は、以下に理由のご記入をお願いいたします。

\_\_\_\_\_

**保証限度額**

¥ \_\_\_\_\_